

大田市告示第 5 9 号

大田市要保護児童対策地域協議会運営要綱（平成 1 7 年大田市告示第 1 2 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

大田市長 楫 野 弘 和

別表代表者会議の部中「

大田市民生児童委員協議会	
大田市養護教諭部会	

」を「

大田市民生児童委員協議会	
大田市放課後児童クラブ連絡協議会	
大田市養護教諭部会	

」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。